

特集 2 障害者自立支援法の一部改正

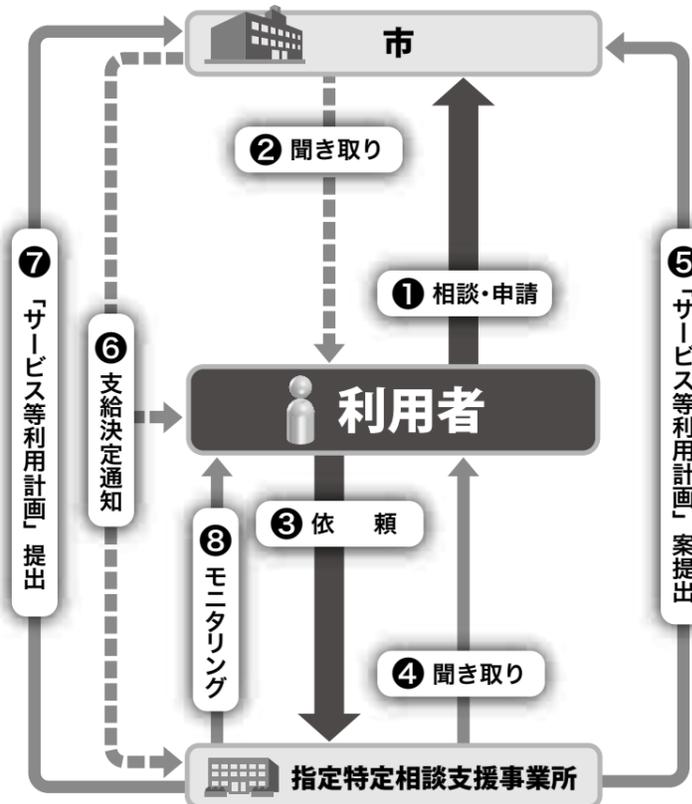
主な改正点

- (1) 障害福祉サービス支給の手続き方法の変更
- (2) 障がい者の地域生活における相談支援強化
- (3) 視覚障がい者の外出支援

(1) 障害福祉サービス支給の手続き方法の変更

障害福祉サービス支給のための手続き方法が変わりました。全ての障がい者が適正な障害福祉サービスを受けるために、サービス等利用計画を作成することが必要となりました。

障害福祉サービス支給決定までの流れ



図の説明 ①～⑧

- ① 利用者が市へサービスを受けるための相談および申請を行います。
- ② 市は利用者へ「利用計画案提出依頼書」を渡します。市は利用者へ聞き取り調査を行い、「障害程度区分」を決定します。
- ③ 利用者は事業所へ「利用計画案提出依頼書」を提示し、利用計画案の作成を依頼します。
- ④ 事業所は利用計画案を作成するため、利用者へ聞き取り調査を行います。
- ⑤ 事業所は障害程度区分と聞き取り調査の内容を元に利用計画案を作成し、市へ提出します。
- ⑥ 市は受理した利用計画案を参考にサービスの支給決定を行い、利用者や事業所に対し、支給決定を通知します。
- ⑦ 事業所は市へ利用計画を提出します。その後、サービス利用が開始されます。
- ⑧ 事業所は、一定期間ごとに利用者へモニタリングを行います。

上記については次のとおり省略して明記しています

- サービスを受けたい障がい者 → 利用者
- サービス等利用計画 → 利用計画
- 指定特定相談支援事業所 → 事業所
- 障害福祉サービス → サービス

「サービス等利用計画」の作成について

現在サービスを受けている方が今後も継続するためには、「サービス等利用計画」の作成が必要になります。平成24年度は障害者施設入所の更新手続きをする方およびサービス新規申込の方が作成の対象です。

今後3年間で段階的に対象者を拡大し、平成26年度には現在サービスを受けているすべての方が対象となります。対象者には、市から連絡します。

また、「サービス等利用計画」を作成するためには、サービス利用者は指定特定相談支援事業所への依頼が必要となります。市内の指定特定相談支援事業所は次のとおりです。

留萌市社会福祉協議会
相談支援事業所 さら
☎42-55530

用語解説

サービス等利用計画

利用者から障がいの状態や生活環境、要望などを聞き、どんなサービスを利用すれば暮らしやすくなるかを総合的に考えた計画です。

モニタリング

支給決定されたサービスが利用者にとって適正か調査し、より最適なサービスを受けてもらうために計画の見直しを行います。

市はモニタリングの期間および回数を決め、事業所は決められたモニタリングを行います。

指定特定相談支援事業所

利用計画などサービス支給決定に必要な書類の作成、モニタリングの実施、サービス実施事業所との連絡と調整、サービスに関する情報の提供などを行い、利用者が適正なサービスを受けられるよう支援します。

(2) 障がい者の地域生活における相談支援強化

地域相談支援として「地域移行支援」と「地域定着支援」が新設されました。

地域移行支援

【対象となる方】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者

【サービス内容】

- ・ 「地域移行計画」の作成
- ・ 各種相談（訪問・住居や家財道具の確保）
- ・ 各種施設への同行、関係機関との調整

地域定着支援

【対象となる方】

居宅で単身または家族の状況などにより、同居している家族による支援を受けられない障がい者

【サービス内容】

- ・ 常時の連絡体制確保（夜間を含む）
- ・ 緊急時の迅速な相談などの支援

(3) 視覚障がい者の外出支援

「同行援護」という全国一律のサービスができました。

同行援護

【対象となる方】

視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、国の定める基準に該当する方

【サービス内容】

- ・ 外出時の同行
- ・ 移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）
- ・ 移動の援護
- ・ 排せつや食事などの介護
- ・ その他外出する際に必要な援助

詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

特集 2 障がい者それぞれに合わせた適正なサービスを提供します

社会福祉課
☎42-1807
本庁舎 1階 右奥